

島根県耐震改修設計施工技術者登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物の耐震診断及び耐震改修に係る技術者向け講習会（以下「指定講習会」という）の受講者を登録することにより、耐震改修設計施工技術者の技術力向上を図るとともに県民に対して適切な技術者情報を提供することを目的とする。

(指定講習会)

第2条 指定講習会は、次の各号のいずれかに該当する建築物の耐震診断及び耐震改修に係る技術者向け講習会とする。

- 一 県等が主催する講習会
- 二 団体が主催する営利を目的としない講習会で、建築物の耐震診断及び耐震改修の技術向上に資するものとして、知事があらかじめ認定した講習会

(指定講習会の認定手続き)

第3条 前条第二号の認定を受けようとする者は、講習会開催日の14日前までに耐震診断及び耐震改修に係る指定講習会の認定申請書（様式第1号）を知事に申請する。

- 2 知事は、申請のあった講習会について、内容を審査し、申請のあった日から起算して7日以内に認定の適否を申請者に通知（様式第2号）する。
- 3 前項において知事が認定した講習会については、申請者は指定講習会として、周知できるものとする。

(登録)

第4条 知事は、次の各号に掲げる要件を満たした者を島根県耐震改修設計施工技術者として登録することができる。

- 一 第2条に規定する講習会の受講者であること
 - 二 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士又は建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第5項に規定する建築施工管理技士であること
 - 三 勤務先が島根県内であること
- 2 前項による登録を希望する者は、島根県耐震改修設計施工技術者登録届（様式第3号）に受講修了証（様式第4号）の写しを添えて知事に提出しなければならない。
 - 3 前項に規定する登録届の提出があった場合においては、知事は内容を確認の上、速やかに、島根県耐震改修設計施工技術者名簿（様式第5号。以下「技術者名簿」という）に登録するとともに当該登録申請者あてその旨を通知（様式第6号）する。

(登録内容の変更又は削除)

第5条 前条第3項により登録された者は、技術者名簿に記載されている登録内容に変更があった場合においては、登録変更届（様式第7号）を、登録の抹消を希望する場合においては、登録抹消届（様式第8号）を知事へ提出する。

- 2 前項に規定する届出書の提出があった場合においては、知事は内容を確認の上、速やかに、技術者名簿の書き換え又は抹消を行う。

(技術者名簿の公表)

第6条 知事は、技術者名簿を県のホームページその他の方法により県民に広く公表する。

(個人情報の取り扱い)

第7条 技術者名簿への登録にあたって得られた個人情報は、技術者名簿の公表以外のいかなる目的にも使用しない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本制度について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月28日から施行する。